

平成 29 年 10 月

小売電気事業者 各位

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター
高圧受付グループ
電話：03-3509-1709(代表)

需要者さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた
不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合の通知について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は，当社事業に格別のご理解を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，需要者さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される際（以下，自家発補給電力の使用といいます。）には，託送供給等約款（平成 29 年 4 月 1 日実施）19（3）ホ（二）にもとづき，あらかじめ小売電気事業者さまから当社へ通知いただくこととしております。

これまでの運用上，小売電気事業者さまからの通知がない場合においても，自家発補給電力の使用の可能性がある当社が判断したときには，当社より小売電気事業者さまに確認連絡を差し上げておりましたが，ご回答が得られず託送料金の発行に影響する事例等が発生していることから，このたび，当社からの確認連絡を廃止することといたしました。

つきましては，今後の運用を下記のとおりといたしますので，自家発補給電力を使用される場合は，託送供給等約款および下記 2. にもとづき当社へ通知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 当社からの確認連絡の廃止時期について

平成 30 年 1 月 4 日の確認連絡（繰上（計量日が毎月 1 日）の 12 月使用分）をもって運用を廃止いたします。

2. 自家発補給電力の使用の通知について

（1）通知方法および通知先について

添付の自家発補給電力使用連絡表を作成の上，ネットワークサービスセンター高圧受付グループ（通常のお申込の際にご使用いただいているメールアドレス）宛てに電子メールにてご送付いただきますようお願いいたします。

※ BLEnDer BP に自家発補給実績登録箇所がございますが，現状，使用不可となっておりますので，使用しないようお願いいたします。

（2）通知の種類・タイミング等について

① 使用予定通知

自家発補給電力を使用する場合には，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ通知を

お願いいたします。事故その他やむをえない場合につきましては、使用開始後すみやかに通知をお願いいたします。

② 確定通知

上記、「①使用予定通知」でご連絡いただきました使用開始の時刻および使用休止の時刻より変更がある場合は確定の通知をお願いいたします。

(3) 通知時のメール件名について

通知いただく際には、以下のメール件名での通知をお願いいたします。

① 使用予定通知

【使用予定通知】【小売電気事業者名】自家発補給電力使用通知

② 確定通知

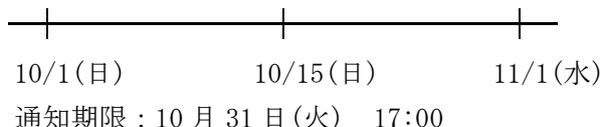
【確定通知】【小売電気事業者名】自家発補給電力使用通知

(4) 確定通知の期限について

確定通知の最終期限は自家発補給電力使用開始直後の計量日の前営業日 17:00 といたします。ただし、計量日の前日の使用等、通知期限に間に合わない場合につきましては、翌営業日午前中までに通知をお願いいたします。

例：自家発補給電力の使用 10月15日

【繰上】計量日が毎月1日の場合



【分散：基準検針日22日】計量日が毎月20日の場合



(5) 期限までに通知がない場合について

- ・確定通知が計量日の前営業日 17:00 までにない場合は、使用予定通知の変更がないものといたします。
- ・自家発補給電力の使用通知が計量日の前営業日 17:00 までにない場合は、自家発補給電力の使用がないものといたします。

(6) その他

自家発補給電力の部分供給につきましては、今回の運用によらず、「部分供給の運用に関する協定書」によります。

以 上